

審査請求された後の流れについての御案内

1 審査請求書の受理

提出いただきました審査請求書を実施機関（担当課）に送付させていただきます。

実施機関では、審査請求書について、行政不服審査法に定める要件を満たしていること（必要な事項が記載されているか、申立期間が過ぎていないか等）を確認し、審査請求書を正式に受理します。

申立期間が過ぎている場合等、法に定める要件を満たしていない場合は、申立てを却下させていただくこととなります。また、記載項目の漏れ等の軽微な不備で補正が可能なものについては、審査請求人に対し補正を求めます。

2 審査請求についての検討

実施機関は、審査請求を認容（非公開部分を公開する等、審査請求を認める。）するかどうかの検討を行います。

審査請求を認容しない場合は、京都市情報公開条例又は京都市個人情報保護条例の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に対して諮問し、審議を依頼します。

実施機関は、審査請求を認容するか認容せず審議会へ諮問するかどうかの判断を、審査請求を受理してから1か月程度で行い、認容せず審議会へ諮問する旨の通知（諮問通知書）を行います。認容する場合には、審査請求受理から2か月程度を目途に裁決を行います。

3 実施機関からの弁明書の提出

実施機関から諮問があった場合、審議会は、実施機関に対して、処分の理由を説明する書面（弁明書）の提出を求めます。審議会では、実施機関に対し、諮問を受けた日から1か月程度の期限で提出を依頼することとしています。

4 審査請求人からの反論書の提出

実施機関から審査請求人に弁明書が送付された後、審議会は審査請求人に対して、当該弁明書について反論がある場合、書面（反論書）を1か月程度の期限で御提出いただくようお願いしております。

また、審議会での口頭の意見陳述を希望される場合は、その旨を記載した書面を御提出いただくようお願いしております。

なお、提出いただいた反論書の写しは、実施機関に送付させていただきます。

5 審議会での審議

(1) 審議会について

審議会は、京都市情報公開・個人情報保護審議会条例で設置される第三者による審議機関で、審査請求がなされた案件について、実施機関の諮問を受け、文書の公開・非公開の決定が妥当かどうか審議し、その判断を答申として出します。

※ 実施機関の事務事業の在り方の適否について審議する場ではありません。

(2) 審議会での審議に入るまで

実施機関及び審査請求人双方の書面が提出された段階で、他の案件の審議の進捗状況等を考慮した中で、順に審議に入ります。

(3) 審議会での審議の手順

審議会は、1回目の審議において、実施機関から処分の理由について口頭での説明を受けます。

次に、2回目の審議において、口頭の意見陳述を希望されている審査請求人からの意見陳述を受けます。（意見陳述を希望されていない場合は省略します。）

双方の意見を聴取した後、審議を重ね、必要に応じ、再度の意見聴取等を行い、最終的に審議会としての結論をとりまとめて、答申を出します。

審議会が答申を行ったときは、審査請求人にその写しを送付させていただきます。

(4) 審議会での結論が出るまでの時間

審議会の開催は、通常、1か月に1回としており、審議会での実際の審議に入ってから、答申を行うまでに数箇月程度の期間を要しています。

6 実施機関での決定

審議会から実施機関に答申が出された後、実施機関は、答申の内容を踏まえたうえで、当初の審査請求に対する判断を行います。実施機関は、判断を確定した後、その結論を審査請求人に対する裁決書として、審査請求人に送付します。

当初、非公開とされた項目が公開に変更された場合等（認容又は一部認容）には、実施機関は審査請求人に改めて文書の公開を実施します。

なお、実施機関は答申があってから、通常1か月から2か月でこの判断を行うこととしています。